令和３年度

（2021年度）

金沢市議会２月定例月議会議案（１）

令和４年度当初分

一般会計
市営地方競馬事業費特別会計
市街地再開発事業費特別会計
公共用地先行取得事業費特別会計
工業団地造成事業費特別会計
住宅団地建設事業費特別会計
駐車場事業費特別会計
ガス事業清算特別会計
発電事業清算特別会計
国民健康保険費特別会計
後期高齢者医療費特別会計
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計
介護保険費特別会計
水道事業特別会計
工業用水道事業特別会計
病院事業特別会計
中央卸売市場事業特別会計
下水道事業特別会計
公設花き地方卸売市場事業特別会計

目　　次

議案番号	件　　名	頁
議案第62号	令和４年度金沢市一般会計予算	1
議案第63号	令和４年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算	11
議案第64号	令和４年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算	13
議案第65号	令和４年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算	15
議案第66号	令和４年度金沢市工業団地造成事業費特別会計予算	18
議案第67号	令和４年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算	20
議案第68号	令和４年度金沢市駐車場事業費特別会計予算	22
議案第69号	令和４年度金沢市ガス事業清算特別会計予算	24
議案第70号	令和４年度金沢市発電事業清算特別会計予算	26
議案第71号	令和４年度金沢市国民健康保険費特別会計予算	28
議案第72号	令和４年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算	31
議案第73号	令和４年度金沢市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	33
議案第74号	令和４年度金沢市介護保険費特別会計予算	35
議案第75号	令和４年度金沢市水道事業特別会計予算	38
議案第76号	令和４年度金沢市工業用水道事業特別会計予算	41
議案第77号	令和４年度金沢市病院事業特別会計予算	43
議案第78号	令和４年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算	46
議案第79号	令和４年度金沢市下水道事業特別会計予算	48
議案第80号	令和４年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算	51
議案第81号	金沢市公文書館条例制定について	52
議案第82号	金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例制定について	54
議案第83号	金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正について	60
議案第84号	金沢市職員定数条例の一部改正について	61
議案第85号	職員の服務等に関する条例の一部改正について	62
議案第86号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	63
議案第87号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	65
議案第88号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	69
議案第89号	金沢市特別会計条例の一部改正について	70
議案第90号	金沢市手数料条例の一部改正について	72
議案第91号	金沢市教育プラザ条例の一部改正について	73
議案第92号	金沢市図書館条例の一部改正について	75
議案第93号	金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	77

議案第94号　金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について …… 79
議案第95号　金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正について …… 81
議案第96号　金沢市児童館条例の一部改正について …… 83
議案第97号　金沢市国民健康保険条例の一部改正について …… 84
議案第98号　金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部改正について …… 87
議案第99号　金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について …… 88
議案第100号　金沢市総合治水対策の推進に関する条例の一部改正について …… 93
議案第101号　金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について …… 94
議案第102号　金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について …… 105
議案第103号　金沢市消防団条例の一部改正について …… 106
議案第104号　石川県金沢食肉流通センターの指定管理者の指定について …… 108
議案第105号　包括外部監査契約の締結について …… 109

議案第62号

令和４年度金沢市一般会計予算

令和４年度金沢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ180,610,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表　債務負担行為」による。

（地　方　債）

第４条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表　地方債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。ただし、借入金額には、起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

（歳出予算の流用）

第６条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　　相　川　一　郎

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1．市税		千円 82,500,470
	1．市民税	36,556,790
	2．固定資産税	31,880,000
	3．軽自動車税	1,210,600
	4．市たばこ税	3,118,220
	5．入湯税	38,670
	6．事業所税	2,625,560
	7．都市計画税	6,550,630
	8．宿泊税	520,000
2．地方譲与税		1,292,000
	1．自動車重量譲与税	898,000
	2．特別とん譲与税	6,000
	3．地方揮発油譲与税	310,000
	4．森林環境譲与税	78,000
3．利子割交付金		52,000
	1．利子割交付金	52,000
4．配当割交付金		283,000
	1．配当割交付金	283,000
5．株式等譲渡所得割交付金		424,000
	1．株式等譲渡所得割交付金	424,000

款	項	金　額
6．ゴルフ場利用税交付金		千円 49,000
	1．ゴルフ場利用税交付金	49,000
7．法人事業税交付金		1,359,000
	1．法人事業税交付金	1,359,000
8．地方消費税交付金		11,590,000
	1．地方消費税交付金	11,590,000
9．環境性能割交付金		199,000
	1．環境性能割交付金	199,000
10．国有提供施設等所在市助成交付金		14,000
	1．国有提供施設等所在市助成交付金	14,000
11．地方特例交付金		491,000
	1．地方特例交付金	491,000
12．地方交付税		8,100,000
	1．地方交付税	8,100,000
13．交通安全対策特別交付金		70,000
	1．交通安全対策特別交付金	70,000
14．分担金及び負担金		479,622
	1．負担金	479,622
15．使用料及び手数料		3,561,668
	1．使用料	1,701,638
	2．手数料	1,860,030

款	項	金額
16. 国庫支出金		千円 31,220,019
	1. 国庫負担金	25,742,018
	2. 国庫補助金	5,386,884
	3. 委託金	91,117
17. 県支出金		13,068,038
	1. 県負担金	9,730,532
	2. 県補助金	2,224,650
	3. 委託金	1,112,856
18. 財産収入		314,901
	1. 財産運用収入	155,767
	2. 財産売払収入	159,134
19. 寄附金		933,775
	1. 寄附金	933,775
20. 繰入金		4,724,389
	1. 特別会計繰入金	659,845
	2. 基金繰入金	4,064,544
21. 繰越金		300,000
	1. 繰越金	300,000
22. 諸収入		4,315,218
	1. 延滞金、加算金及び過料	227,459
	2. 市預金利子	8,500

款	項	金　　額
		千円
	3．貸付金元利収入	69,806
	4．受託事業収入	246,000
	5．雑入	3,763,453
23．市債		15,268,900
	1．市債	15,268,900
歳入合計		180,610,000

歳　　出

款	項	金　額
1．議　会　費		千円 884,660
	1．議　会　費	884,660
2．総　務　費		13,555,391
	1．総務管理費	10,127,577
	2．徴　税　費	1,750,999
	3．戸籍住民基本台帳費	1,104,548
	4．選　挙　費	413,776
	5．統計調査費	63,047
	6．監査委員費	95,444
3．民　生　費		69,657,697
	1．社会福祉費	15,326,298
	2．老人福祉費	14,345,743
	3．児童福祉費	32,167,159
	4．生活保護費	7,818,497
4．衛　生　費		17,300,603
	1．保健衛生費	10,344,888
	2．環境衛生費	1,372,259
	3．清　掃　費	5,583,456
5．労　働　費		219,684
	1．労働福祉費	219,684

款	項	金額
6．農林水産業費		千円 2,557,763
	1．農業費	1,877,301
	2．林業費	657,266
	3．水産業費	23,196
7．商工費		3,775,013
	1．商工費	3,775,013
8．土木費		16,259,017
	1．土木管理費	791,121
	2．道路橋りょう費	3,516,271
	3．河川費	906,334
	4．港湾費	257,876
	5．都市計画費	10,213,410
	6．住宅費	574,005
9．消防費		4,623,151
	1．消防費	4,623,151
10．教育費		31,682,512
	1．教育総務費	2,765,219
	2．小学校費	5,691,373
	3．中学校費	3,029,092
	4．高等学校費	804,573

款	項	金額
	5．大学費	千円 9,115,866
	6．社会教育費	5,217,609
	7．保健体育費	5,058,780
11．災害復旧費		89,637
	1．災害復旧費	89,637
12．公債費		19,278,652
	1．公債費	19,278,652
13．諸支出金		6,220
	1．基金費	6,220
14．予備費		720,000
	1．予備費	720,000
歳出合計		180,610,000

第2表　繰越明許費

款	項	事業名	金額
2．総務費			千円 106,000
	4．選挙費	選挙事業	106,000

第3表　債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
平和町児童館建設事業費	令和5年度	153,500
公共施設等照明LED化事業費	令和5年度から 令和15年度まで	1,200,000
東部環境エネルギーセンター改良費	令和5年度	10,000
西部環境エネルギーセンター改良費	令和5年度	10,000
企業立地助成金	令和5年度	143,600
道路橋りょう整備事業費	令和5年度	70,000
特別支援教育サポートセンター（仮称）整備事業費	令和5年度	20,000
中央小学校芳斎分校改築事業費	令和5年度から 令和6年度まで	55,900
田上校下新小学校建設事業費	令和5年度	134,000
小将町中学校特学分校移転整備事業費	令和5年度	23,000
金沢美術工芸大学移転整備事業費	令和5年度	251,000
令和4年度指定管理者の指定に伴う指定管理料（石川県金沢食肉流通センター）	令和5年度から 令和8年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する経費

第4表　地　方　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
公共事業等	2,288,100	普通貸借又は証券発行	4.0 %以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
災害復旧事業	19,400			
学校教育施設等整備事業	1,089,100			
一般廃棄物処理事業	284,000			
一般補助施設整備等事業	324,700			
地域活性化事業	191,800			
防災対策事業	124,000			
緊急防災・減災事業	179,700			
公共施設等適正管理推進事業	6,555,000			
緊急自然災害防止対策事業	183,500			
緊急浚渫推進事業	61,500			
その他一般単独事業	251,100			
辺地対策事業	17,000			
臨時財政対策債	3,700,000			
合計	15,268,900			

議案第63号

令和４年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算

令和４年度金沢市の市営地方競馬事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,026,950千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和４年２月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円
1．事業収入		3,911,800
	1．事業収入	3,911,800
2．諸収入		115,150
	1．雑入	115,150
歳入合計		4,026,950

歳　出

款	項	金額
		千円
1．競馬事業費		4,026,950
	1．競馬事業費	4,026,950
歳出合計		4,026,950

議案第64号

令和４年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算

令和４年度金沢市の市街地再開発事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65,126千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和４年２月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1．財産収入		千円 17,357
	1．財産運用収入	17,357
2．繰入金		47,769
	1．一般会計繰入金	47,769
歳入合計		65,126

歳　出

款	項	金額
1．市街地再開発事業費		千円 65,126
	1．市街地再開発事業費	65,126
歳出合計		65,126

議案第65号

令和４年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算

令和４年度金沢市の公共用地先行取得事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,301千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地　方　債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和４年２月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相　川　一　郎

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1．使用料及び手数料		千円 2,400
	1．使用料	2,400
2．繰入金		50,900
	1．一般会計繰入金	50,900
3．諸収入		1
	1．市預金利子	1
4．市債		24,000
	1．市債	24,000
歳入合計		77,301

歳　出

款	項	金額
1．公共用地先行取得事業費		千円 77,301
	1．公共用地先行取得事業費	77,301
歳出合計		77,301

第２表　　地　　方　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
都市開発資金事業	24,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
合計	24,000			

議案第66号

令和４年度金沢市工業団地造成事業費特別会計予算

令和４年度金沢市の工業団地造成事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,015,473 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地　方　債）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和４年２月17日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1．財産収入		千円 1,563,789
	1．財産売払収入	1,563,789
2．繰入金		450,584
	1．一般会計繰入金	450,584
3．市債		1,100
	1．市債	1,100
歳入合計		2,015,473

歳　出

款	項	金額
1．工業団地造成事業費		千円 2,015,473
	1．工業団地造成事業費	2,015,473
歳出合計		2,015,473

第2表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	千円 1,100	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
合計	1,100			

議案第67号

令和４年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算

令和４年度金沢市の住宅団地建設事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ261,042千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和４年２月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円
1．財産収入		261,028
	1．財産売払収入	261,028
2．諸収入		14
	1．雑入	14
歳入合計		261,042

歳　出

款	項	金額
		千円
1．住宅団地建設事業費		261,042
	1．住宅団地建設事業費	261,042
歳出合計		261,042

議案第68号

令和４年度金沢市駐車場事業費特別会計予算

令和４年度金沢市の駐車場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 189,296 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和４年２月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1．使用料及び手数料		千円 106,240
	1．使用料	106,240
2．諸収入		83,056
	1．市預金利子	6
	2．雑入	83,050
歳入合計		189,296

歳　出

款	項	金額
1．駐車場事業費		千円 189,296
	1．駐車場事業費	189,296
歳出合計		189,296

議案第69号

令和４年度金沢市ガス事業清算特別会計予算

令和４年度金沢市のガス事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,052,632千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年２月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1．財産収入		千円 23,193,632
	1．財産売払収入	23,193,632
2．諸収入		1,859,000
	1．雑入	1,859,000
歳入合計		25,052,632

歳　出

款	項	金額
1．ガス事業清算事業費		千円 25,052,632
	1．ガス事業清算事業費	25,052,632
歳出合計		25,052,632

議案第70号

令和４年度金沢市発電事業清算特別会計予算

令和４年度金沢市の発電事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,846,700千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1．財産収入		千円 10,723,700
	1．財産売払収入	10,723,700
2．諸収入		4,123,000
	1．雑入	4,123,000
歳入合計		14,846,700

歳　出

款	項	金額
1．発電事業清算事業費		千円 14,846,700
	1．発電事業清算事業費	14,846,700
歳出合計		14,846,700

議案第71号

令和４年度金沢市国民健康保険費特別会計予算

令和４年度金沢市の国民健康保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,251,933千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000千円と定める。

令和４年２月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

第1表　歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1．国民健康保険料		千円 7,946,166
	1．国民健康保険料	7,946,166
2．県支出金		31,051,386
	1．県補助金	31,051,386
3．財産収入		300
	1．財産運用収入	300
4．繰入金		3,170,761
	1．一般会計繰入金	2,620,028
	2．基金繰入金	550,733
5．諸収入		83,320
	1．延滞金、加算金及び過料	36,130
	2．雑入	47,190
歳入合計		42,251,933

歳　　出

款	項	金　額
1．総　務　費		千円 500,247
	1．総　務　管　理　費	500,247
2．保　険　給　付　費		41,474,709
	1．保　険　給　付　費	41,474,709
3．保　健　事　業　費		275,977
	1．保　健　事　業　費	275,977
4．公　債　費		1,000
	1．公　債　費	1,000
歳　出　合　計		42,251,933

議案第72号

令和４年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算

令和４年度金沢市の後期高齢者医療費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,904,538千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和４年２月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1．後期高齢者医療保険料		千円 5,492,518
	1．後期高齢者医療保険料	5,492,518
2．繰入金		1,399,748
	1．一般会計繰入金	1,399,748
3．諸収入		12,272
	1．延滞金、加算金及び過料	295
	2．償還金及び還付加算金	11,877
	3．市預金利子	100
歳入合計		6,904,538

歳　出

款	項	金額
1．総務費		千円 73,802
	1．総務管理費	73,802
2．後期高齢者医療広域連合納付金		6,830,236
	1．後期高齢者医療広域連合納付金	6,830,236
3．公債費		500
	1．公債費	500
歳出合計		6,904,538

議案第73号

令和４年度金沢市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

令和４年度金沢市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,949千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和４年２月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1．繰越金		千円 59,351
	1．繰越金	59,351
2．諸収入		24,598
	1．市預金利子	6
	2．貸付金元利収入	24,591
	3．雑入	1
歳入合計		83,949

歳　出

款	項	金額
1．民生費		千円 31,362
	1．母子父子寡婦福祉資金費	31,362
2．公債費		23,724
	1．公債費	100
	2．母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	23,624
3．予備費		28,863
	1．予備費	28,863
歳出合計		83,949

議案第74号

令和４年度金沢市介護保険費特別会計予算

令和４年度金沢市の介護保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,444,763千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和４年２月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

第1表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

款	項	金額
		千円
1．介護保険料		8,969,130
	1．介護保険料	8,969,130
2．国庫支出金		8,908,841
	1．国庫負担金	7,040,012
	2．国庫補助金	1,868,829
3．支払基金交付金		10,725,767
	1．支払基金交付金	10,725,767
4．県支出金		5,567,897
	1．県負担金	5,313,304
	2．県補助金	254,593
5．財産収入		200
	1．財産運用収入	200
6．繰入金		6,272,421
	1．一般会計繰入金	5,938,764
	2．基金繰入金	333,657
7．諸収入		507
	1．市預金利子	100
	2．雑入	407
歳入合計		40,444,763

歳　　出

款	項	金　額
1．総　務　費		千円 411,231
	1．総　務　管　理　費	411,231
2．保　険　給　付　費		38,010,202
	1．保　険　給　付　費	38,010,202
3．地　域　支　援　事　業　費		1,921,327
	1．地　域　支　援　事　業　費	1,921,327
4．保　健　福　祉　事　業　費		1,300
	1．保　健　福　祉　事　業　費	1,300
5．公　債　費		1,000
	1．公　債　費	1,000
6．諸　支　出　金		99,703
	1．繰　出　金	99,703
歳　出　合　計		40,444,763

議案第75号

令和４年度金沢市水道事業特別会計予算

（総　　則）

第１条　令和４年度金沢市の水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数		209,200戸
(2)	年間総配水量		53,500,000m³
(3)	一日平均配水量		146,575m³
(4)	主要な建設改良事業		
	配水管拡張	延長　5,013m	243,300千円
	配水管改良	延長　17,452m	3,794,700千円
	浄水・配水施設改良		1,635,563千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　事業収益	9,385,082千円
第１項　営業収益	8,504,473千円
第２項　営業外収益	880,609千円
合計	9,385,082千円

支出	
第１款　事業費用	8,381,600千円
第１項　営業費用	8,161,604千円
第２項　営業外費用	208,799千円
第３項　特別損失	1,197千円
第４項　予備費	10,000千円
外に当年度予定利益	1,003,482千円
合計	9,385,082千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,191,852千円は過年度分損益勘定留保資金2,153,623千円、当年度分損益勘定留保資金710,127千円、老朽管更新対策積立金1,000,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額328,102千円で補てんするものとする。）。

収入	
第２款　資本的収入	2,455,004千円
第１項　企業債	1,513,500千円
第２項　他会計出資金	293,384千円
第３項　補助金	401,800千円

第4項 工事負担金	240,010千円
第5項 固定資産売却収入	6,310千円
外に過年度分損益勘定留保資金	2,153,623千円
当年度分損益勘定留保資金	710,127千円
老朽管更新対策積立金	1,000,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	328,102千円
合計	6,646,856千円
支出	
第2款 資本的支出	6,646,856千円
第1項 建設改良費	5,995,292千円
第2項 企業債償還金	650,064千円
第3項 予備費	1,500千円
合計	6,646,856千円

（企業債）

第5条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的	建設改良資金にあてるため。
限度額	1,513,500千円
起債の方法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利率	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

（一時借入金）

第6条　一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職員給与費　1,035,356千円

(2)　交際費　10千円

（他会計からの補助金）

第8条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1)　上水道整備事業費補助　6,100千円

(2)　上水道事業費用補助　9,004千円

（たな卸資産購入限度額）
第９条　たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令 和 4 年 2 月 17 日 提 出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　　相　川　一　郎

議案第76号

令和４年度金沢市工業用水道事業特別会計予算

（総　　則）

第１条　令和４年度金沢市の工業用水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　給水事業所数	５か所
(2)　年間総給水量	239,075m³
(3)　一日平均給水量	655m³

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　事業収益	48,655千円
第１項　営業収益	11,907千円
第２項　営業外収益	36,748千円
外に当年度予定欠損	407千円
合　　計	49,062千円
支　　出	
第１款　事業費用	49,062千円
第１項　営業費用	47,659千円
第２項　営業外費用	1,203千円
第３項　予備費	200千円
合　　計	49,062千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,227千円は過年度分損益勘定留保資金2,227千円で補てんするものとする。）。

収　　入	
第２款　資本的収入	8,909千円
第１項　他会計補助金	8,909千円
外に過年度分損益勘定留保資金	2,227千円
合　　計	11,136千円
支　　出	
第２款　資本的支出	11,136千円
第１項　企業債償還金	11,136千円
合　　計	11,136千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職　員　給　与　費　　8,038千円

（他会計からの補助金）

第７条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1)　工業用水道事業費用補助　　22,469千円

(2)　工業用水道建設事業債償還金補助　　8,909千円

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　　相　川　一　郎

議案第77号

令和４年度金沢市病院事業特別会計予算

（総　　則）

第１条　令和４年度金沢市の病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病床数	306床
(2)	年間患者数	
	入院	75,920人
	外来	97,686人
(3)	一日平均患者数	
	入院	208人
	外来	402人
(4)	主要な建設改良事業	
	医療機器等整備事業	166,002千円
	施設整備事業	104,700千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　病院事業収益	6,316,580千円
第１項　医業収益	5,073,111千円
第２項　医業外収益	1,243,469千円
合計	6,316,580千円
支出	
第１款　病院事業費用	5,841,238千円
第１項　医業費用	5,763,172千円
第２項　医業外費用	78,066千円
外に当年度予定利益	475,342千円
合計	6,316,580千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額149,623千円は過年度分損益勘定留保資金148,676千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額947千円で補てんするものとする。）。

収入	
第2款 資本的収入	490,209千円
第1項 企業債	279,400千円
第2項 他会計補助金	172,750千円
第3項 他会計出資金	38,059千円
外に過年度分損益勘定留保資金	148,676千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	947千円
合計	639,832千円
支出	
第2款 資本的支出	639,832千円
第1項 建設改良費	284,402千円
第2項 企業債償還金	355,430千円
合計	639,832千円

（企業債）

第5条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的	建設改良資金にあてるため。
限度額	279,400千円
起債の方法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利率	4.0%以内
償還の方法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

（一時借入金）

第6条　一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職員給与費　3,335,348千円

(2)　交際費　120千円

（他会計からの補助金）

第8条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1)　病院事業費用補助　273,643千円

(2)　病院建設改良事業債償還金補助　172,750千円

（たな卸資産購入限度額）
第９条　たな卸資産の購入限度額は、575,134千円と定める。
（重要な資産の取得）
第10条　重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	（種　類）	（名　称）	（数量）
取得する資産	器械備品	手術用顕微鏡	1

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相　川　一　郎

議案第78号

令和４年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算

（総　　則）

第１条　令和４年度金沢市の中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　取　扱　数　量

青　果　部	87,100 t
水　産　物　部	44,400 t

(2)　主要な建設改良事業

卸売市場再整備事業	15,000千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入	
第１款　事　業　収　益	856,320千円
第１項　営　業　収　益	534,680千円
第２項　営　業　外　収　益	294,847千円
第３項　特　別　利　益	26,793千円
合　計	856,320千円

支　出	
第１款　事　業　費　用	799,958千円
第１項　営　業　費　用	759,665千円
第２項　営　業　外　費　用	39,793千円
第３項　予　備　費	500千円
外に当年度予定利益	56,362千円
合　計	856,320千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額246,375千円は過年度分損益勘定留保資金184,169千円及び減債積立金62,206千円で補てんするものとする。）。

収　入	
第２款　資　本　的　収　入	93,206千円
第１項　企　業　債	31,000千円
第２項　他会計補助金	62,206千円
外に過年度分損益勘定留保資金	184,169千円
減　債　積　立　金	62,206千円
合　計	339,581千円

支出	
第2款 資本的支出	339,581千円
第1項 建設改良費	46,000千円
第2項 企業債償還金	293,581千円
合計	339,581千円

（企業債）

第5条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的	建設改良資金にあてるため。
限度額	31,000千円
起債の方法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利率	4.0%以内
償還の方法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

（一時借入金）

第6条　一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　151,177千円

（他会計からの補助金）

第8条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1)　事業費用補助　230,794千円

(2)　中央卸売市場整備事業債償還金補助　62,206千円

令和4年2月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

議案第79号

令和４年度金沢市下水道事業特別会計予算

（総　　則）

第１条　令和４年度金沢市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年度末排水人口	444,449人	
(2)	年間総処理水量	65,940,000m³	
(3)	主要な建設改良事業		
	管渠施設	延長　1,697m	2,018,200千円
	ポンプ場施設		19,400千円
	雨水関連施設		340,000千円
	水質管理施設		1,931,477千円
	流域下水道事業		36,625千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　事業収益	17,267,638千円
第１項　営業収益	10,120,468千円
第２項　営業外収益	7,146,584千円
第３項　特別利益	586千円
合計	17,267,638千円

支出	
第１款　事業費用	15,976,086千円
第１項　営業費用	13,897,355千円
第２項　営業外費用	1,945,376千円
第３項　特別損失	123,355千円
第４項　予備費	10,000千円
外に当年度予定利益	1,291,552千円
合計	17,267,638千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,345,178千円は過年度分損益勘定留保資金1,189,039千円、当年度分損益勘定留保資金5,636,265千円、減債積立金326,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額193,874千円で補てんするものとする。）。

収入	
第2款 資本的収入	7,152,898千円
第1項 企業債	4,198,900千円
第2項 他会計出資金	1,272,341千円
第3項 補助金	1,550,561千円
第4項 他会計負担金	22,183千円
第5項 受益者負担金	17,700千円
第6項 工事負担金	88,223千円
第7項 回収金	2,400千円
第8項 固定資産売却収入	590千円
外に過年度分損益勘定留保資金	1,189,039千円
当年度分損益勘定留保資金	5,636,265千円
減債積立金	326,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	193,874千円
合計	14,498,076千円

支出	
第2款 資本的支出	14,498,076千円
第1項 建設改良費	4,540,706千円
第2項 企業債償還金	9,949,270千円
第3項 貸付金	3,100千円
第4項 予備費	5,000千円
合計	14,498,076千円

（債務負担行為）

第5条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水質管理施設整備事業費	令和5年度	千円 881,000

（企業債）

第6条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的	建設改良資金及び企業債償還金にあてるため。
限度額	4,198,900千円
起債の方法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。

利　　率	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職員給与費　711,550千円

(2)　交際費　10千円

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

議案第80号

令和４年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算

（総　　則）

第１条　令和４年度金沢市の公設花き地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

取扱数量	20,400千本

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　事業収益	46,219千円
第１項　営業収益	25,272千円
第２項　営業外収益	20,947千円
合計	46,219千円
支出	
第１款　事業費用	45,717千円
第１項　営業費用	43,676千円
第２項　営業外費用	1,541千円
第３項　予備費	500千円
外に当年度予定利益	502千円
合計	46,219千円

（一時借入金）

第４条　一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第５条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	11,615千円

（他会計からの補助金）

第６条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

運営費補助	17,033千円

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

議案第81号

金沢市公文書館条例制定について

金沢市公文書館条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市公文書館条例

（目的及び設置）

第１条　本市は、特定歴史公文書等を保存し、市民の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行い、もって歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため、公文書館法（昭和62年法律第115号）第５条第１項の規定に基づき、公文書館を設置する。

（用語の意義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、金沢市公文書等の管理に関する条例（令和３年条例第２号）で使用する用語の意義の例による。

（名称及び位置）

第３条　公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称　金沢市公文書館

(2) 位置　金沢市玉川町２番２号

（事業）

第４条　金沢市公文書館（以下「公文書館」という。）は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 歴史公文書等の移管等に関すること。

(2) 特定歴史公文書等を整理し、及び保存すること。

(3) 特定歴史公文書等を一般の利用に供すること。

(4) 特定歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

(5) 歴史公文書等の利用に関する普及啓発を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要なこと。

（職員）

第５条　公文書館に、館長その他必要な職員を置く。

（開館時間）

第６条　公文書館の開館時間は、午前10時から午後５時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第７条　公文書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日（次号及び第３号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）

(2) 12月29日から翌年の１月４日までの日

(3) 公文書館の資料（特定歴史公文書等その他一般の利用に供する資料をいう。以下同じ。）の整理等のために必要とする期間として市長が別に定める期間

（損害の賠償）

第８条　公文書館を利用する者は、公文書館の資料、施設、設備等を損傷し、滅失し、又は紛失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案の趣旨

特定歴史公文書等を保存し、市民の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行い、もって歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため、公文書館法の規定に基づく金沢市公文書館の令和４年４月の設置に向けて必要な事項を定める。

議案第82号

金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例制定について

金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例

目次

第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　木の文化都市推進計画（第７条）
第３章　木の文化都市の継承と創出の推進に関する基本的な施策等（第８条―第16条）
第４章　木の文化都市を継承・創出する金沢会議（第17条―第20条）
第５章　雑則（第21条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市における木の文化都市の継承と創出の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、木の文化都市の継承と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市固有の歴史、文化及び自然と調和した品格と魅力のある持続可能な都市の実現に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木の文化都市　都市固有の歴史及び自然と調和した木の文化を有し、かつ、木が持つ環境保全機能、再生可能な循環資源としての性質、安らぎや癒しを与える効用等の様々な優れた特性をまちづくりに生かした持続可能な仕組みを備える都市をいう。

(2) 木の文化　木が形成する自然環境及び建築物、工芸品その他木の質感を醸し出すものをまちなみ及び生活に幅広く取り入れることによって形成される文化をいう。

(3) 公共建築物　脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第２条第２項に規定する公共建築物をいう。

（基本理念）

第３条　木の文化都市の継承と創出の推進は、本市において培われてきた木の文化の意義を認識し、これを尊重するとともに、先人たちによって築かれてきた木の文化都市を継承し、かつ、これを磨き高めて新たな有り様を創出し、発展させ、後代へと継承していくことを見据えて行われなければならない。

2　木の文化都市の継承と創出の推進は、地球温暖化の防止が人類共通の課題であるとの認識の下に、環境への負荷を低減し、循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に貢献するとともに、持続可能な社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

3　木の文化都市の継承と創出の推進は、市民の自主性を十分に尊重しつつ、それぞれの興味、関心、生活環境等に応じて多様な形態で木に親しむ社会的気運を醸成しながら、行われなければならない。

4　木の文化都市の継承と創出の推進は、市民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現を促進するとともに、市民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現及び地域経済の活性化に資することを旨として、行われなければならない。

5　木の文化都市の継承と創出の推進は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、これらの者の相互の理解と連携の下に、協働して行われなければならない。

（市の役割）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、木の文化都市の継承と創出の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2　市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、木の文化都市についての理解と関心を深めるとともに、その日常生活を通じて、木の文化都市の継承と創出の推進に自主的に取り組むよ

う努めるものとする。

2　市民は、基本理念にのっとり、本市が実施する木の文化都市の継承と創出の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、木の文化都市についての理解と関心を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、木の文化都市の継承と創出の推進に積極的に取り組み、そのための必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施する木の文化都市の継承と創出の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第２章　木の文化都市推進計画

（木の文化都市推進計画の策定）

第７条　市長は、木の文化都市の継承と創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木の文化都市の継承と創出の推進に関する基本的な計画（以下「木の文化都市推進計画」という。）を定めるものとする。

2　木の文化都市推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 木の文化都市の継承と創出に関する施策の推進に係る基本方針

(2) 木の文化都市の継承と創出に関する施策の推進に係る事項

(3) その他必要な事項

3　市長は、木の文化都市推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第17条に規定する木の文化都市を継承・創出する金沢会議の意見を聴かなければならない。

4　市長は、木の文化都市推進計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めるものとする。

5　市長は、木の文化都市推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6　前３項の規定は、木の文化都市推進計画を変更する場合について準用する。

第３章　木の文化都市の継承と創出の推進に関する基本的な施策等

（木の文化都市の継承と創出の推進に取り組む意識の醸成）

第８条　市は、木の文化都市の継承と創出の推進について、市民及び事業者の理解と関心を深め、その意識の醸成を図るため、普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（環境負荷の低減等）

第９条　市は、市民及び事業者と一体となって木の文化都市の継承と創出に関する施策を

推進することにより、脱炭素化等による環境への負荷の低減及び環境の保全を図るものとする。

（持続可能な事業環境の実現）

第10条　市は、木に関わる者への適切な情報の提供その他の必要な施策を計画的に講じ、それらの者の持続可能な事業環境の実現を図るものとする。

2　市は、木材が安定的に需要され、及び供給されるよう、木の植栽、育成、保全及び利用の好循環を創出し、及び維持するよう努めるものとする。

（日常生活及び事業活動の中での木の利用）

第11条　市は、市民及び事業者が、木の利用の重要性に対する理解と関心を深め、その意義を学ぶ機会及び木に親しむ機会を提供することにより、その日常生活及び事業活動の中で広く木を利用することができるよう環境の整備を図るものとする。

（民間施設等における木の利用等の促進）

第12条　市は、市の施設以外の施設等における木の利用等を促進するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 市以外の者が整備する公共建築物における木材の利用の促進に関すること。

(2) 公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進に関すること。

(3) 建築以外の分野における木材の利用の促進に関すること。

(4) その他木に親しむことができる環境の整備の促進に関すること。

（市の施設における積極的な木の利用等）

第13条　市は、自ら行う建築物等の整備に木材及び木材を使用した製品を率先して利用するよう努めるものとする。

2　市は、市の施設において、市民が様々な機会で幅広く木が醸し出す効用を感じられるよう、木に親しむことができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（木の文化都市を支える連携体制の整備）

第14条　市は、木の文化都市の継承と創出の推進を図るため、市、市民、事業者、大学その他関係機関の連携体制の整備に努めるものとする。

（人材等の育成）

第15条　市は、木の文化都市の継承と創出を推進し、又はその支援を行う人材及び団体の育成に努めるものとする。

2　市は、木の文化都市の継承と創出の担い手を育成するため、市民及び事業者に対し、

地域間、業種間等における多様な交流の促進、研修等の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

3　市は、子どもをはじめ広く市民が木に親しむとともに、木の文化都市についての理解と関心を深めるよう、木と触れあう場の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（財政上の支援）

第16条　市長は、木の文化都市の継承と創出に関する施策を推進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

第４章　木の文化都市を継承・創出する金沢会議

（金沢会議）

第17条　木の文化都市の継承と創出の推進を図るため、木の文化都市を継承・創出する金沢会議（以下「金沢会議」という。）を置く。

（金沢会議の任務）

第18条　金沢会議は、この条例に規定する事項その他の木の文化都市の継承と創出の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、木の文化都市の継承と創出の推進に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第19条　金沢会議は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、木の文化都市の継承と創出の推進に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3　委員の任期は、２年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　金沢会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5　会長は、会務を総理し、金沢会議を代表する。

6　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（専門部会）

第20条　金沢会議に、必要な事項を専門的に調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2　専門部会は、専門委員若干人で組織する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

第５章　雑則

（委任）

第21条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案の趣旨

木の文化都市について、これまでに取り組んできた施策を踏まえ、基本とする事項を整理するとともに、木の文化都市の継承と創出の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念、市、市民及び事業者の役割、基本的な施策等必要な事項を定める。

議案第83号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正について

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成３年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第23条第２項第６号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第９項」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案の趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を改正する。

議案第84号

金沢市職員定数条例の一部改正について

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「1,824人」を「1,841人」に、「378人」を「360人」に、「349人」を「312人」に、「331人」を「333人」に、「選挙管理委員会の事務部局の職員　６人」を「選挙管理委員会の事務部局の職員　７人」に、「428人」を「430人」に、「3,350人」を「3,317人」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案の趣旨

行政需要の変化に対応し、本市行政の効率的な執行体制を確保するため、職員定数を一部改める。

議案第85号

職員の服務等に関する条例の一部改正について

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務等に関する条例（平成７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第18条第１項中「者は、」の次に「次の様式による宣誓書を」を加え、「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において次の様式による宣誓書に署名して」を「に提出して」に改め、同項ただし書中「宣誓」を「宣誓書の提出」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案の趣旨

国家公務員の例に準じて、職員の服務の宣誓の際の対面での署名を不要とする。

議案第86号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号ア(ｱ)を削り、同ア(ｲ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同ア中(ｲ)を(ｱ)とし、(ｳ)を(ｲ)とする。

第22条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第26条を第28条とし、第25条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第26条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第27条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案の趣旨

国家公務員の育児休業制度の一部改正に準じ、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等を行うための規定を整備する。

議案第87号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　職員の給与に関する条例（昭和26年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第10条の３第１項第３号中「30,400円」を「50,000円」に改める。

第21条第２項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第３項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第３条　金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第４条　金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第５条　金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第６条　金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第７条　金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成25年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第６項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第８条　金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第１項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第21条第２項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」と読み替えるものとする。

第30条第１項後段中「第21条第４項中」を「第21条第２項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第４項中」に、「、「それぞれ」を「「それぞれ」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中職員の給与に関する条例第10条の３第１項第３号の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　令和４年６月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（第１号イにおいて「新給与条例」という。）第21条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第４条ただし書、第３条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例第２条第３項ただし書、第４条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第６条第２項ただし書、第５条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例第２条第３項ただし書、第６条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第２条第３項ただし書、第７条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例第２条第６項ただし書又は第８条の規定による改正後の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条第１項若しくは第30条第１項及び職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第21条第４項から第６項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第24条第１項から第３項まで若しくは第６項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成６年条例第62号）第４条第１項若しくは第８条又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第３号）第４条若しくは第８条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年12月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１か月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者、特別職等職員（特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける者、教育長、金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第６条の適用を受ける者、公営企業管理者、常勤の監査委員及び病院事業管理者をいう。以下この項において同じ。）及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号から第４号までに掲げる職員以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア　イに掲げる職員以外の職員　127.5分の15

イ　新給与条例第21条第２項に規定する特定幹部職員（以下「特定幹部職員」という。）　107.5分の15

(2) 再任用職員（地方公務員法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。）　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア　イに掲げる職員以外の職員　72.5分の10

イ　特定幹部職員　62.5分の10

(3) 特別職等職員　167.5分の10

(4) 会計年度任用職員　127.5分の５

3　前項に定めるもののほか、令和３年12月に市長が定める条例に基づき期末手当を支給された者に対する同項の規定の適用については、同項中「令和３年12月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１か月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者、特別職等職員（特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける者、教育長、金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第６条の適用を受ける者、公営企業管理者、常勤の監査委員及び病院事業管理者をいう。以下この項において同じ。）及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「市長が定める者との権衡を考慮して市長が定める」とする。

（委任）

4　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が定める。

提案の趣旨

国家公務員等の例に準じて、本市職員の給与を改定する。

議案第88号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第14条第１項第３号中「消防法（昭和23年法律第186号）第２条第９項に規定する」を「救急現場に出動し、」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案の趣旨

救命率向上を図るための消防隊による救急活動の実施に伴い、消防危険作業等手当の支給対象職員を改める。

議案第89号

金沢市特別会計条例の一部改正について

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例

第１条　金沢市特別会計条例（昭和39年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項に次の２号を加える。

(7) ガス事業清算特別会計　ガス事業清算事業

(8) 発電事業清算特別会計　発電事業清算事業

第１条第６項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を削り、第５号を第３号とし、第６号から第８号までを２号ずつ繰り上げる。

第２条　金沢市特別会計条例の一部を次のように改正する。

第１条第１項第７号及び第８号を削る。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２条及び附則第４項の規定は、令和５年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正前の金沢市特別会計条例第１条第６項第１号に規定するガス事業特別会計（以下「旧ガス事業特別会計」という。）及び同項第４号に規定する発電事業特別会計（以下「旧発電事業特別会計」という。）に係る令和３年度の予算及び決算については、なお従前の例による。

３　旧ガス事業特別会計に属する資産及び債権債務は第１条の規定による改正後の金沢市特別会計条例第１条第１項第７号に規定するガス事業清算特別会計が、旧発電事業特別会計に属する資産及び債権債務は同項第８号に規定する発電事業清算特別会計が、それぞれ引き継ぐものとする。

４　第２条の規定による改正前の金沢市特別会計条例第１条第１項第７号に規定するガス

事業清算特別会計及び同項第８号に規定する発電事業清算特別会計に係る令和４年度の予算及び決算については、なお従前の例による。

提案の趣旨

ガス・発電事業の譲渡に伴い、ガス事業特別会計及び発電事業特別会計を廃止し、令和４年度に限り、ガス事業清算特別会計及び発電事業清算特別会計を設置する。

議案第90号

金沢市手数料条例の一部改正について

金沢市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第44号の項及び第45号の項を次のように改める。

(44) 石川県動物の愛護及び管理に関する条例（令和３年石川県条例第34号）第22条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定による動物の返還	次に掲げる額を合算した額 ア　１頭、１匹又は１羽の動物の収容期間１日につき　400円 イ　１頭、１匹又は１羽の動物につき　4,000円
(45) 削除	

別表の備考第５項第５号中「第321条の８第３項」を「第321条の８第26項」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案の趣旨

石川県動物の愛護及び管理に関する条例の制定等に伴い、動物の返還手数料に関する規定を整備するほか、地方税法の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第91号

金沢市教育プラザ条例の一部改正について

金沢市教育プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市教育プラザ条例の一部を改正する条例

金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

３　青少年健全育成センターの位置は、第１項に定めるほか、金沢市長町３丁目３番３号とする。

第４条の２中「学校教育センター以外の施設」を「青少年健全育成センター、こども相談センター及び幼児教育センター」に改める。

第５条の見出し中「施設使用」を「体育館の使用」に改め、同条第１項中「市長」を「教育委員会」に、「青少年健全育成センター」を「教育プラザ」に改め、同条第２項ただし書中「市長」を「教育委員会」に改める。

第６条から第８条まで並びに別表第２項及び第３項中「市長」を「教育委員会」に改める。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前に改正前の金沢市教育プラザ条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした承認その他の行為でその効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている承認の申請その他の行為は、改正後の金沢市教育プラザ条例の相当規定により教育委員会がした承認その他の行為又は教育委員会に対してされた承認の申請その他の行為とみなす。

提案の趣旨

教育プラザの効果的な運営を図るため、教育委員会による体育館の管理及び青少年健全育成センターの位置に関する規定を整備する。

議案第92号

金沢市図書館条例の一部改正について

金沢市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市図書館条例の一部を改正する条例

第１条　金沢市図書館条例（昭和54年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条中「金沢市立玉川図書館城北分館」を「、金沢市立玉川図書館城北分館」に改め、「、金沢市立泉野図書館に金沢市立平和町児童図書館を」を削る。

第14条を第15条とし、第９条から第13条までを１条ずつ繰り下げ、第８条の次に次の１条を加える。

（駐車場の使用料等）

第９条　市長は、金沢市立玉川図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）に自動車を駐車させた者から、自動車を出場させるときに、別表に定める駐車場の使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

２　市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

３　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

４　前３項に定めるもののほか、駐車場の使用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第９条関係）

種別	金額
基本使用料	入場１回につき30分以内　無料
加算使用料	30分を超えた場合は、30分までごとに100円とする。ただし、閉

	場時間を超え翌開館日の開場時間までの間は、1,000円とする。

備考

1　この表において、「閉場時間」とは午後９時を、「開場時間」とは午前９時30分をいう。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらの時間を変更することができる。

2　この表において「開館日」とは、金沢市立玉川図書館の休館の日以外の日をいう。

3　この表の規定により計算した使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

第２条　金沢市図書館条例の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「の駐車場」の次に「及び金沢市立玉川こども図書館の駐車場」を加え、「「駐車場」を「これらを「駐車場」に改める。

別表の備考第２項中「以外の」を「及び金沢市立玉川こども図書館の休館の日のいずれにも該当しない」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、規則で定める日から施行する。

提案の趣旨

金沢市立玉川図書館の駐車場及び金沢市立玉川こども図書館の駐車場の使用料に関する規定等を整備するほか、金沢市立平和町児童館の再整備等に伴い廃止する金沢市立平和町児童図書館に関する規定を整理する。

議案第93号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第13条中「児童等（法第33条の７に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

第30条第１項第４号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第３項第２号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第38条第１項第４号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第58条第１項第４号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第98条第１項第４号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第106条第１項第４号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、改正後の金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3　金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第１項の表第13条の項中「児童等（法第33条の７に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

提案の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院等の長の資格に関する規定等を一部改める。

議案第94号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第85条第１項第５号中「附則第20条第１項」を「附則第27条第１項」に、「附則第３条第１項」を「附則第10条第１項」に改める。

（金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第２条　金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項第３号中「附則第20条第１項」を「附則第27条第１項」に、「附則第３条第１項」を「附則第10条第１項」に改める。

第８条第２項第３号及び第74条第２項第３号中「附則第20条第１項」を「附則第27条第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第95号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　相川一郎

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第1条　金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条　金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和４年３月31日」を「令和６年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案の趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設等の従業者の員数及び設置に関する基準に係る特例の期間を２年間延長する。

議案第96号

金沢市児童館条例の一部改正について

金沢市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市児童館条例の一部を改正する条例

第１条　金沢市児童館条例（昭和39年条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、附則に次の１項を加える。

２　当分の間、第３条の表金沢市立平和町児童館の項中「金沢市平和町２丁目８番７号」とあるのは、「金沢市平和町３丁目１番１号」とする。

第２条　金沢市児童館条例の一部を次のように改正する。

附則第２項を削り、附則第１項の項番号を削る。

附　則

この条例は、令和４年６月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、規則で定める日から施行する。

提案の趣旨

金沢市立平和町児童館の改築の間の位置を定める。

議案第97号

金沢市国民健康保険条例の一部改正について

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第19条の３中「第31条第１項から第４項まで」の次に「及び第31条の３」を加え、同条第１号ウ中「第81条の２第４項」を「第81条の２第５項」に改め、同号エ中「第81条の２第９項第２号」を「第81条の２第10項第２号」に改め、同条第２号エ中「第72条の３第１項」の次に「及び第72条の３の２第１項」を加える。

第26条の６中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第26条の６の２中「同条第１項から第４項まで」の次に「及び第31条の３」を加え、同条第２号イ中「第72条の３第１項」の次に「及び第72条の３の２第１項」を加える。

第26条の12中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第31条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第１項及び第５項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第６項中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改める。

第31条の２の次に次の１条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第31条の３　当該年度において、その世帯に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第26条又は第26条の５の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の５を乗じて得た額（第26条第２項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第４項に掲げる場合を除く。）。

2　第26条第３項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第26条第３項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第26条又は第26条の５」とあるのは「第26条の６の５又は第26条の６の８」と、「第26条第２項」とあるのは「第26条の６の５第２項」と、前項中「第26条第３項」とあるのは「第26条の６の５第３項」と読み替えるものとする。

4　当該年度において、第31条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第26条又は第26条の５の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第31条第１項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第26条第２項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の５を乗じて得た額（第26条第２項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5　第26条第３項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第26条第３項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第４項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第26条又は第26条の５」とあるのは「第26条の６の５又は第26条の６の８」と、「第26条第２項」とあるのは「第26条の６の５第２項」と、前項中「第26条第３項」とあるのは「第26条の６の５第３項」と読み替えるものとする。

附　則

1　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

2　改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、令和４年度分からの保険料について適用し、令和３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、保険料について、未就学児の被保険者均等割額の軽減に関する基準を定めるとともに、基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改定する。

議案第98号

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部改正について

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例（平成13年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第24条中「、公益財団法人金沢まちづくり財団その他の」を「その他の緑のまちづくりに関する活動を推進する」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案の趣旨

公益財団法人金沢まちづくり財団が公益財団法人金沢市スポーツ事業団と合併することに伴い、関係規定を改正する。

議案第99号

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成７年条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章　総則（第１条―第３条の３）

第２章　広告物等に関する制限

第１節　屋外広告物等に関する制限（第４条―第30条）

第２節　特定屋内広告物に関する制限（第30条の２―第30条の15）

第３章　屋外広告業（第31条―第35条の５）

第４章　審議会及び審査会（第36条―第37条の２）

第５章　雑則（第38条）

第６章　罰則（第38条の２―第43条）

附則

第１章　総則

第２条第２項を次のように改める。

２　この条例において「特定屋内広告物」とは、規則で定める方法により表示するもののうち、次に掲げるものをいう。

(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面（以下「屋内面」という。）に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して

屋外の公衆に表示するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、建築物の内側において表示するもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア　屋内面から規則で定める距離までの範囲において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

イ　専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

第３条の見出し中「広告物」を「広告物等」に改め、同条中「特定屋内広告物」の次に「（以下これらを「広告物等」という。）」を加え、同条の次に次の２条、章名及び節名を加える。

（広告主の責務）

第３条の２　広告主（広告物等の表示又は設置を決定することにより、広告の目的を達成しようとする者をいう。）は、本市固有の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等とが調和することにより美しい景観が形成されることに鑑み、良好な広告物等の表示又は設置に協力しなければならない。

（広告物等を表示する者等の責務）

第３条の３　広告物等を表示し、又は設置する者は、この条例及びこれに基づく規則等を遵守し、自らの責任において広告物等を表示し、又は設置しなければならない。

第２章　広告物等に関する制限

第１節　屋外広告物等に関する制限

第30条の次に次の節名を付する。

第２節　特定屋内広告物に関する制限

第30条の２に次のただし書を加える。

ただし、金沢市屋外広告物審査会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された特定屋内広告物と認められた場合には、この限りでない。

第30条の７中「者に対してした手続」を「者に対してした処分、手続」に改め、同条を第30条の14とし、同条の次に次の１条及び章名を加える。

（適用除外）

第30条の15　この節の規定は、特定屋内広告物届出地区以外の地域における第２条第２項

第２号に掲げる特定屋内広告物には、適用しない。

第３章　屋外広告業

第30条の６を第30条の13とする。

第30条の５第１項中「又は風致を維持する」を「若しくは風致を維持し、又は公衆の危害を防止する」に改め、同条を第30条の12とし、第30条の４を第30条の11とし、第30条の３を第30条の10とする。

第30条の２の次に次の７条を加える。

（特定屋内広告物届出地区の指定等）

第30条の３　市長は、良好な景観を保全するため、特定屋内広告物の位置、面積、色彩、意匠その他表示の方法について、屋外広告物に準じた規格を定めることが特に必要な地域を、特定屋内広告物届出地区として指定することができる。

２　特定屋内広告物届出地区において、特定屋内広告物を表示しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。当該特定屋内広告物の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

３　市長は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

４　市長は、第１項の規定による指定をし、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。

（届出を要しない特定屋内広告物）

第30条の４　次に掲げる特定屋内広告物については、前条第２項の規定は、適用しない。

(1) 法令等の規定により表示する特定屋内広告物

(2) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等の特定屋内広告物

(3) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する特定屋内広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する建築物に管理上の必要に基づき表示する特定屋内広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(5) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する特定屋内広告物

(6) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する特定屋内広告物

(7) 地方公共団体が設置する公共の掲示板に表示する特定屋内広告物

(8) 国、地方公共団体又は市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示する特定屋内広告物で、市長が指定するもの

(9) 公益上必要な施設で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する特定屋内広告物

(10) 表示の期間が7日以内の特定屋内広告物で、規則で定める基準に適合するもの

（違反に対する措置）

第30条の5　市長は、特定屋内広告物届出地区において特定屋内広告物を表示する場合において、この条例の規定に違反した特定屋内広告物については、当該特定屋内広告物を表示し、又は管理する者に対し、当該特定屋内広告物の表示の停止を命じ、又は5日以上の期限を定めて、当該特定屋内広告物の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2　第24条第2項の規定は、前項の規定による措置を命ずる場合について準用する。

（経過措置）

第30条の6　第30条の3第1項に規定する地域に変更等があった際、当該変更等のあった地域に現に適法に表示されていた特定屋内広告物については、第30条の2及び第30条の3第2項の規定にかかわらず、当該変更等があった日から5年間は、当該特定屋内広告物を表示することができる。

（広告物活用地区）

第30条の7　第9条第1項に規定する広告物活用地区において、特定屋内広告物を表示しようとする者が、規則で定めるところにより、景観上及び安全上支障を及ぼすおそれのないものとして市長の確認を受けた場合は、第30条の2の規定は、適用しない。

（景観保全型広告整備地区）

第30条の8　第10条第2項に規定する基本方針には、特定屋内広告物の表示に関する基本構想及び特定屋内広告物の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項を定めることができる。

2　前項の場合において、第10条第5項及び第6項の規定の適用については、同条第5項及び第6項中「屋外広告物等」とあるのは「特定屋内広告物」と、同条第6項中「第7条、第8条又は第12条第4項若しくは第5項の規定による市長の許可を受けた」とあるのは「第30条の3第2項の規定により市長に届け出た」とする。

3　第30条の４第１号及び第２号に掲げる特定屋内広告物については、第１項の規定は、適用しない。

（広告物協定地区）

第30条の９　第11条第１項に規定する広告物協定には、特定屋内広告物の位置、形状、面積、意匠その他表示の方法に関する事項を定めることができる。

2　前項の場合において、第11条第６項の規定の適用については、同項中「屋外広告物等」とあるのは、「特定屋内広告物」とする。

3　第30条の４第１号及び第２号に掲げる特定屋内広告物については、第１項の規定は、適用しない。

第35条の５の次に次の章名を付する。

第４章　審議会及び審査会

第36条第２項中「及び第８条から第10条の２まで」を「、第８条から第10条の２まで及び第30条の３」に改める。

第37条の２の次に次の章名を付する。

第５章　雑則

第38条の次に次の章名を付する。

第６章　罰則

附　則

1　この条例は、令和４年７月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に改正前の金沢市屋外広告物等に関する条例の規定に基づき適法に表示されている特定屋内広告物については、改正後の第２条第２項、第30条の２及び第30条の３第２項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から５年間は、当該特定屋内広告物を表示することができる。ただし、当該特定屋内広告物を変更しようとするときは、この限りでない。

提案の趣旨

金沢市屋外広告物審議会からの答申を踏まえ、広告主等の責務、特定屋内広告物となる範囲、表示の届出を要する地区の指定等に関する規定を整備する。

議案第100号

金沢市総合治水対策の推進に関する条例の一部改正について

金沢市総合治水対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市総合治水対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市総合治水対策の推進に関する条例（平成21年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号エ中「ウ」を「エ」とし、同エを同号オとし、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第２条第２項に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置又は変更（イに該当するものを除く。）

附　則

１　この条例は、令和４年７月１日から施行する。

２　改正後の金沢市総合治水対策の推進に関する条例第２条の規定は、この条例の施行の日以後に行う再生可能エネルギー発電設備の設置又は変更について適用する。

提案の趣旨

浸水被害の発生及び拡大の防止を図るため、面積が1,000平方メートル以上の土地で再生可能エネルギー発電設備の設置等をする場合を、雨水排水計画の協議の対象とする。

議案第101号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

76	南新保地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第１項の規定により告示された金沢都市計画南新保地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
77	南新保東地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第１項の規定により告示された金沢都市計画南新保東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第２第５号の表中「同条第５項第１号」を「同条第６項第１号」に改め、別表第２に次の２号を加える。

76　南新保地区地区整備計画区域

計画地区	制限	
医療・福	用途の制限	(1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿

祉・健康地区Ａ		(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (4) 自動車教習所 (5) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) 風営法第２条第１項第２号から第５号までに掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1　建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、水路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、１メートルとする。 2　道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分をいう。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が５平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが３メートル以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するものについては、前項の規定は、適用しない。 3　隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第１項の規定は、適用しない。 (1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物 (2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が５平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが３メートル以下の独立した物置その他これに類するもの

	高さの最高限度	20メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
医療・福祉・健康地区B	用途の制限	(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (4) 自動車教習所 (5) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) 風営法第２条第１項第２号から第５号までに掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置	1　建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線ま

	の制限	での距離の最低限度は、1メートルとする。 2　道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するものについては、前項の規定は、適用しない。 3　隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第1項の規定は、適用しない。 (1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物 (2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した物置その他これに類するもの
	高さの最高限度	20メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
一般住宅地区	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

		(3) 公衆浴場 (4) 法別表第２(に)項第２号に掲げる工場 (5) 法別表第２(に)項第３号に掲げる運動施設 (6) ホテル又は旅館 (7) 自動車教習所 (8) 危険物（消防法別表第１第４類の項の品名欄に掲げる物品（同項の性質欄に掲げる性状を有するものに限る。）で、同法第９条の４第１項に規定する指定数量の５分の１未満のものを除く。）の貯蔵又は処理に供するもの (9) 葬儀場 (10) 風営法第２条第１項第２号及び第３号に掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1　建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、１メートルとする。 2　道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が５平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが３メートル以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するものについては、前項の規定は、適用しない。 3　隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第１項の規定は、適用しない。 (1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物 (2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が５平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが３メートル以下の独立

		した物置その他これに類するもの
	高さの最高限度	15メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
流通業務地区Ａ	用途の制限	(1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 自動車教習所 (4) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) 風営法第２条第１項第１号から第４号までに掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	１　建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、１メートルとする。

		2　道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が５平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが３メートル以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するものについては、前項の規定は、適用しない。 3　隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第１項の規定は、適用しない。 (1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物 (2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が５平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが３メートル以下の独立した物置その他これに類するもの
	高さの最高限度	25メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
流通業務地区Ｂ	用途の制限	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 自動車教習所 (3) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これ

	らに類するもの (4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 風営法第２条第１項第１号から第４号までに掲げる営業の用に供する建築物
敷地面積の最低限度	150平方メートル
壁面の位置の制限	1　建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、１メートルとする。 2　道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が５平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが３メートル以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するものについては、前項の規定は、適用しない。 3　隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第１項の規定は、適用しない。 (1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物 (2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が５平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが３メートル以下の独立した物置その他これに類するもの
高さの最高限度	20メートル
垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性の

		フェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）

77　南新保東地区地区整備計画区域

計画地区	制　　限	
全域	用途の制限	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 公衆浴場 (3) 危険物（消防法別表第１第４類の項の品名欄に掲げる物品（同項の性質欄に掲げる性状を有するものに限る。）で、同法第９条の４第１項に規定する指定数量の５分の１未満のものを除く。）の貯蔵又は処理に供するもの (4) 葬儀場 (5) 風営法第２条第１項第２号及び第３号に掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1　建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園若しくは水路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、１メートルとする。 2　道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分をい

		う。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するものについては、前項の規定は、適用しない。 3　隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第1項の規定は、適用しない。 (1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物 (2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した物置その他これに類するもの
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）

別表第3に次のように加える。

20	南新保地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画南新保地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

21	南新保東地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第１項の規定により告示された金沢都市計画南新保東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、別表第２第５号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

新たに都市計画の決定をした地区計画の区域内における建築物等の制限に関し、必要な事項を定めるほか、都市計画の変更をした地区計画の区域内における建築物等の制限に関し、その内容を一部改める。

議案第102号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書を削る。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金、年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案の趣旨

株式会社日本政策金融公庫等による年金担保貸付事業の終了に伴い、関係規定を改正する。

議案第103号

金沢市消防団条例の一部改正について

金沢市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者

金沢市副市長　　相　川　一　郎

金沢市消防団条例の一部を改正する条例

金沢市消防団条例（平成３年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第４第１項の表を次のように改める。

区　分	階　級	金　額
基本団員	団長	82,500円
	副団長	69,000円
	分団長	50,500円
	副分団長	45,500円
	部長及び班長	37,000円
	団員	36,500円
機能別団員	団員	10,000円

別表第４第２項の表災害に出動したときの項中「3,300円」を「８時間まで8,000円（４時間以下の場合にあっては4,000円とし、８時間を超える場合にあっては8,000円に８時間を超える４時間までごとに4,000円を加算した額とする。）」に改め、同表警戒に出動したときの項中「3,000円」を「８時間まで8,000円（４時間以下の場合にあっては4,000円とし、８時間を超える場合にあっては8,000円に８時間を超える４時間までごとに4,000円を加算した額とする。）」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案の趣旨

消防団員の処遇の改善を図るために国が定めた基準を踏まえ、消防団員の報酬額を改定する。

議案第104号

石川県金沢食肉流通センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年2月17日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相川一郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
石川県金沢食肉流通センター	金沢市才田町戊337番地	一般社団法人石川県金沢食肉公社	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第105号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第１項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和４年２月１７日提出

金沢市長職務代理者
金沢市副市長　相　川　一　郎

１	契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
２	契約の始期	令和４年４月１日
３	契約の金額	12,000,000円を上限とする額
４	費用の支払方法	一部概算払をすることができる
５	契約の相手方	住　所　河北郡内灘町字大清台82番地
		氏　名　山田　文禎
		資　格　公認会計士